

調査票の記入要領書

【A列】	管理番号	各社の採番システムに則り記入(必須)
【B列】	駐車場名称	〇〇駐車場(各社任意記入)
【C～D列】	設置場所「都道府県」	調査対象の駐車場が設置されている都道府県記入
	「市区町村」	調査対象の駐車場が設置されている市区町村名記入
【E列】	管理主体	機械式駐車場の運営、維持、保全、安全を管理する管理主体をドロップダウンリストから選択
【F～J列】	①装置の種類別稼働の状況	
	「方式名」	当該駐車装置の方式名をドロップダウンリストから選択
	「駐車台数」「基数」	駐車台数及び基数を記入(基数については3/3頁参照)
	「用途」	駐車場用途をドロップダウンリストから選択
	「運営方法」	運営方法についてドロップダウンリストから選択
【K～M列】	②認定の概要等	
	「工業会認定番号」	
	「大臣認定番号」	駐車場法第15条に基づく認定書等により認定番号を記入
	「整備局認定番号」	
	「特殊装置名称」	認定書に記載された特殊装置名称、認定番号を記入
【N列】	③設置に関すること	
	「設置日」	機械式駐車装置の引渡し日(年月)を記入。竣工日でも可。 設置日は半角、短い日付形式で記入 例)“2013/4”入力する「H25.4」と表記される(セルは2013/4/1に自動変換する)
【O～Q列】	④使用方法	
	「無人／有人／併用」	当該駐車場の操作者の有無についてドロップダウンリストから選択。 専任の操作者を配置している場合は「有人」、配置していない場合「無人」 有人であるが一部の時間帯で専任操作者不在で稼働される場合は、「併用」を選択し、備考欄に詳細記入
	「管理人数」	上記で「有人」を選択した場合、常時配置している人数を記入(半角数字)
	「備考」	使用方法について特に別途記載(補足)すべき事項があれば記入 (〇時～〇時は無人で管理 等)
【R列】	⑤点検頻度	
		機械式駐車装置の点検頻度について、以下(ドロップダウンリスト)から選択 ①1ヵ月未満 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③3ヵ月以上6ヵ月未満 ④6ヵ月以上1年未満 ⑤1年以上 ⑥不定期 ⑦実施していない
【S～Y列】	⑥安全装置の設置状況	
	「人感センサー」	駐車装置内での人の通路および自動車への乗降部分に人または車いす等を検知する目的で設置されたセンサー
	「前面ゲート」	駐車装置の出入口に設置された高さ1.1m以上の扉(縦0.1m以下、横0.05m以下の格子形状のものを含む。)(対象は2段方式が主)
	「周囲柵」	出入口を除く駐車装置に設置された、さく等(縦0.1m以下、横0.05m以下の格子形状のものを含む。)で、高さが1.8m以上あるもの
	「安全確認ボタン」	出入り口扉を有する駐車装置において、入出庫の確認ボタンの入力がない限り出入口扉の閉鎖ができない機能を持ち、操作盤に設けるボタン
	「緊急停止ボタン」	緊急時において、直ちに装置の動作を停止する、操作盤に設ける赤色系ボタン
	「インターロック」	呼び出した搬器等が着床しなければ、ゲートもしくは出入口扉が開かない機能

上記の安全設備の設置状況について、以下(ドロップダウンリスト)より選択。

「○」: 上記の基準を満たす安全設備が設置されており、機能している場合

「△」: 安全設備の設置はされているが、上記の基準を満たしていない場合(高さ不足等)

「×」: 安全設備の設置はされているが、機能していない状態にある場合(故障等)

「無」: 設置されていないもの

「不可」: 設置を検討したが設計上不可能と判断された場合

調査票の記入要領書

【Z～AC列】 ⑦安全に関する取組状況

「消・国・立発出ポスター・チラシ」	H24年度に消費者庁、国土交通省、(公社)立体駐車場工業会より発出した注意喚起ポスター、チラシ(裏面参照)を当該駐車場に設置している場合、ドロップダウンで「○」を選択
「上記以外のポスター・ステッカー等」	上記以外のポスター、ステッカー等で注意喚起を行っている場合、ドロップダウンで「○」を選択
「自社内での指導等の実施」左記の頻度」	当該駐車場管理者が社内教育(安全講習、指導、研修等、安全な利用のための活動等)をしている場合ドロップダウンで「○」を選択 「○」を記入した場合、「左記の頻度」欄にその頻度(例:月○回、年○回 等)を記入

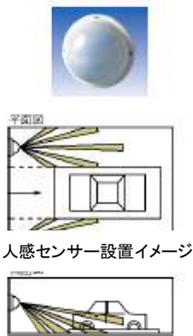
【AD列】 ⑧ご意見等

全項目に関してのご意見、補足説明など、ご記入ください

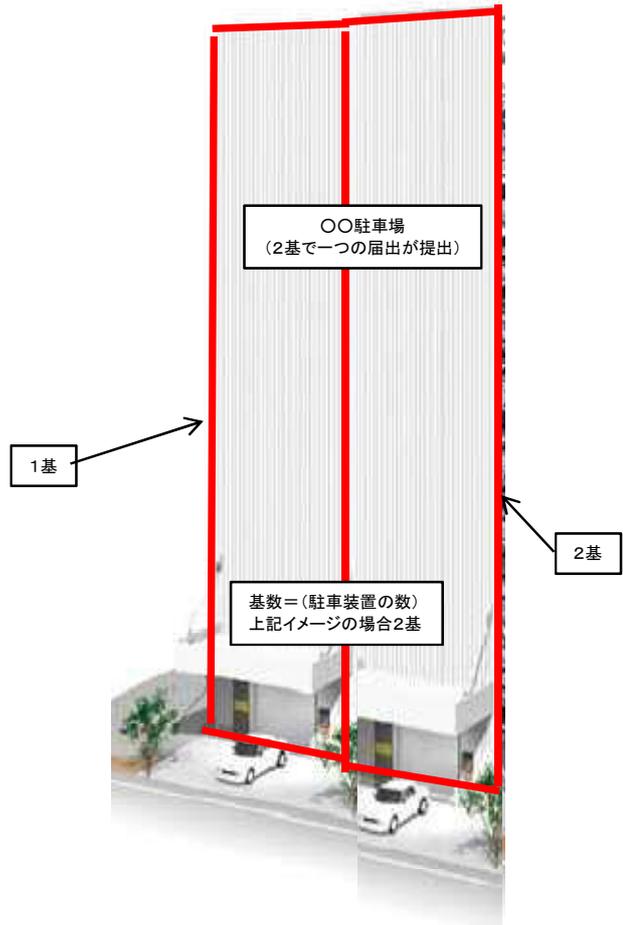
調査票の記入要領書



前面ゲートイメージ(赤枠部分)



人感センサー設置イメージ



基数の考え方のイメージ

機械式立体駐車場での事故にご注意ください!

最近、機械式立体駐車場で、中に人がいることを認識しないまま駐車装置を操作したため起きたと思われる事故や、子どもの予期せぬ行動により起きたと思われる事故が発生しています。事故が再び発生しないよう、機械式立体駐車場を利用する際は、機械の使用方法を守るとともに、特に次のことに注意してください。

<p>機械式立体駐車場では自動車を出入庫する際は、運転者以外は駐車場の外で待機してください。</p>	<p>駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に人がいないことを十分確認した上で操作してください。</p>
<p>駐車装置の操作中は装置から離れず、また、子どもが駐車庫内に近づかないよう注意してください。</p>	<p>駐車装置の操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わないでください。</p>

消費者庁 国土交通省 日本機械式立体駐車場工業会

機械式立体駐車場での事故にご注意ください!

最近、機械式立体駐車場で、**中に人がいることを認識し**ながら駐車装置を操作し、**子どもの予期せぬ行動**により起きたと思われる事故や、**子どもの予期せぬ行動**により起きたと思われる事故が発生しています。

事故が再び発生しないよう、機械式立体駐車場を利用する際は、機械の使用方法を守るとともに、特に次のことに注意してください。

<p>機械式立体駐車場では自動車を出入庫する際は、運転者以外は駐車場の外で待機してください。</p>	<p>駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に人がいないことを十分確認した上で操作してください。</p>
<p>駐車装置の操作中は装置から離れず、また、子どもが駐車庫内に近づかないよう注意してください。</p>	<p>駐車装置の操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わないでください。</p>

消費者庁 国土交通省 日本機械式立体駐車場工業会
※ このチラシは商業用として機械式立体駐車場を利用する方などへの配布を推奨いたします。

消費者庁・国土交通省・(公社)立体駐車場工業会発出ポスター・チラシ